

GTIN 設定ガイドライン

GTIN-13(JANコード)、GTIN-14(集合包装用商品コード)設定・変更基準



改訂履歴

年月	主な改訂内容
2017 年 2 月	初版発行
2018 年 12 月	GTIN 再利用停止に伴う記載変更（ 2.2 GTIN の再利用停止について ）
2020 年 2 月	住所、組織名表記、文書デザイン、フォントの変更

目次

GTIN 設定ガイドラインで使用する主な用語	3
1. はじめに	4
1.1 GTIN 設定ガイドラインについて	4
1.2 「GS1 準拠 GTIN アロケーションガイドライン」からの変更点	4
1.3 GS1 標準の商品識別コード：GTIN	5
1.4 GTIN の利用形態（バーコード、EDI、電子タグ）	8
2. GTIN 設定ルール	10
2.1 GTIN 設定の基本原則	10
2.2 GTIN の再利用について	12
2.3 新しい GTIN の設定が必要になる 10 の基準	13
【基準 1】新商品を発売した場合	14
【基準 2】商品表示の変更をともなう成分や機能を変更した場合	16
【基準 3】商品表示の変更をともなう正味内容量を変更した場合	17
【基準 4】包装の外寸、または総重量の 20%以上を変更した場合	18
【基準 5】認証マークを追加、または削除した場合	19
【基準 6】ブランドを変更した場合	20
【基準 7】販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合	21
【基準 8】集合包装の入数を変更した場合	23
【基準 9】セット商品や詰め合わせ商品の中身を変更した場合	24
【基準 10】商品本体に表示された価格を変更した場合	25
3. Q&A	26
4. チェックデジット計算方法	30

GTIN 設定ガイドラインで使用する主な用語

用語	意味
ジーティン GTIN	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商品・サービスに対して設定する GS1 標準の商品識別コードの総称で、以下の 4 つの種類がある。 ■ JAN コード標準タイプ (GTIN-13) ■ JAN コード短縮タイプ (GTIN-8) ■ 北米地域で利用される U.P.C. (GTIN-12) ■ 集合包装用商品コード (GTIN-14)
ジーエスワン GS1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 世界の 110 を超える国と地域の代表によって構成される、国際的な非営利の団体。サプライチェーンにおける効率化と可視化などのための流通情報標準化活動を行っている。 ■ GS1 Japan(流通システム開発センター)は日本における GS1 の代表機関。
ジャン JANシンボル	<ul style="list-style-type: none"> ■ JAN コードを表示するために使用されるバーコードシンボル。 ■ POS を通して販売する商品には、表示が求められる。
アイティーエフ ITFシンボル	<ul style="list-style-type: none"> ■ 主に GTIN-14 (集合包装用商品コード) を表示するために使用されるバーコードシンボルで、物流等で活用されている。
GS1 アプリケーション識別子 <small>(エーアイ)</small> (A I)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2 衔から 4 衔の数字で、バーコードに表現するデータの意味とフォーマット (桁数、利用可能文字) を GS1 が規定したもの。現在、120 以上の項目が規定されている。 ■ Application Identifier を略して AI とも呼ばれる。 ■ AI の項目の一覧表は、こちらを参照。
GS1-128 シンボル	<ul style="list-style-type: none"> ■ GS1 アプリケーション識別子で規定するデータを表現したコード 128 シンボル。一般的なコード 128 シンボルと区別して、GS1-128 シンボルと呼ぶ。
イーピーシー EPCタグ	<ul style="list-style-type: none"> ■ GS1 で標準化された電子タグの識別コード EPC (Electronic Product Code) が書き込まれた電子タグのこと。EPC は電子タグの識別コードの総称で、代表的なものに GTIN にシリアル番号を付加した <small>エスジーティン</small> SGTIN (Serialized GTIN) がある。
GS1 QRコード <small>キューアール</small>	<ul style="list-style-type: none"> ■ GS1 アプリケーション識別子で規定するデータを表現した QR コード。一般的な QR コードと区別して GS1 QR コードと呼ぶ。
GS1 データバー	<ul style="list-style-type: none"> ■ GS1 アプリケーション識別子で規定するデータを表現する GS1 標準のバーコード。全部で 7 種類あり、小売業の定置式レーザーPOS スキャナで読み取れるように設計されているものが 4 種類、タッチ式 CCD スキャナなどのハンディスキャナでしか読み取れないものが 3 種類ある。
電子タグ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無線を利用して非接触で IC チップの中のデータを読み書きする技術 (Radio Frequency Identification : RFID) を利用したもので、他に IC タグ、RF タグ、無線タグなどとも呼ばれる。
ビーエムエス 流通BMS	<ul style="list-style-type: none"> ■ インターネットを利用した EDI (Electronic Data Interchange : 企業間取引の電子データ交換) の日本国内の流通業界における標準規格のこと。

1. はじめに

1.1 GTIN 設定ガイドラインについて

GTIN 設定ガイドライン（以降、本ガイドライン）は、GTIN-13（JAN コード）および GTIN-14（集合包装用商品コード）の設定、変更の基準について整理したものです。GS1 が 2016 年 6 月に作成、公開した「GTIN 設定ルール（[GTIN Management Standard](#)）」に準拠し、原文の内容はできるだけ変更せず、より参照しやすいように基本的な情報や例示を加えて再構成したものです。

GS1 が公開している GTIN 関連のガイドラインには、この他にヘルスケア商品に特化したガイドラインもあります。詳しくは、GS1 Japan（流通システム開発センター）のウェブサイトに掲載している原文（英語）および日本語訳をご覧ください（http://www.dsri.jp/gshealth/disclosure/gs1_healthcare_rules.html）。

1.2 「GS1 準拠 GTIN アロケーションガイドライン」からの変更点

本ガイドラインは、GS1 Japan が発行した「GS1 準拠 GTIN アロケーションガイドライン（2009 年 4 月版）」（以降、旧ガイドライン）に替わるもので、本ガイドラインは、旧ガイドラインとは文書の構成は異なりますが、下記の一部のルールの変更を除き、基本的な内容は変わっていません。

旧ガイドライン作成時には、原文の GS1 標準文書の一部（日本国内のビジネスでは適用する場面があまりないルール）の記載を省略しました。本ガイドラインの作成にあたっては、近年の輸出入の増加など、日本企業がビジネスを行う環境のグローバル化の進展、今後の加速の可能性を考慮し、これらも含めて基本的な内容を全て記載しました。

旧ガイドラインから変更されたルール、また、旧ガイドラインには記載しておらず、今回あらためて記載した内容は、下記の通りです。

1. 旧ガイドラインから変更されたルール

【基準 7】販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合 P.21

	旧ガイドライン	本ガイドライン
単品の GTIN	変更なし	変更なし
集合包装の GTIN	・変更なし ・併売する場合は新しい GTIN ・新しい GTIN	が混在  新しい GTIN

2. 本ガイドラインであらためて記載したルール

【基準 1】新商品を発売した場合 P.14

【基準 5】認証マークを追加、または削除した場合 P.19

【基準 10】商品本体に表示された価格を変更した場合 P.25

1.3 GS1 標準の商品識別コード：GTIN

GTIN (Global Trade Item Number) は、商品・サービスに対して設定する GS1 標準の商品識別コードです。

商品の発売元、製造元、輸入元といった商品のブランドオーナーが、企業間で取引が行われる商品単位ごとに、他と重複することなく識別できるように設定します。



GTIN は、POS での精算（売上登録）をはじめ、商品の受発注、検品、仕分け、棚卸など、商品の流通に関わるさまざまな業務に活用されています。



1.3.1 GTIN は 4 つの商品識別コードの総称

GTIN は GS1 標準の商品識別コードの総称であり、具体的には下記の 4 つの種類があります。

商品識別コード	桁数
1. JAN コード標準タイプ (GTIN-13)	13 桁
2. JAN コード短縮タイプ (GTIN-8)	8 桁
3. 北米地域で利用される U.P.C. (GTIN-12)	12 桁
4. 集合包装用商品コード (GTIN-14)	14 桁

個々の商品識別コードを指すときには、GTIN の後にハイフン (-) とコードの桁数をつけて表します。例えば、13 桁の JAN コード標準タイプは GTIN-13 と表します。また、GTIN-13 と GTIN-8 は、ヨーロッパでの従来の名称である EAN コードと呼ばれることもあります。本ガイドラインでは、単品、最小取引単位に対するコードの設定については、GTIN-13 (JAN コード) を中心に説明しますが、GTIN-8 (JAN コード短縮タイプ)、GTIN-12 (U.P.C.) にも同じルールが適用されます。

1. GTIN-13 (JAN コード標準タイプ)

GTIN-13 (JAN コード標準タイプ) は、一般消費財の分野では、商品の消費者購入単位（単品）を識別するためには、13 術の商品識別コードです。

業務用の商品では、企業間で流通する最小取引単位を識別するために GTIN-13 (JAN コード) を設定します。最小取引単位とは、「商品取引において、それ以上小分けせずに取引する商品単位」のことです。

GTIN-13 (JAN コード標準タイプ) は 3 つの要素で構成されます。



A) GS1 事業者コード (JAN 企業コード)

GS1 事業者コードは、9 術あるいは 7 術の数字（コード）で、GS1Japan が事業者に貸与しています。

B) 商品アイテムコード

商品アイテムコードは、3 術あるいは 5 術の数字で、GS1 事業者コードの貸与を受けた事業者の「どの商品か」を表すコードです。各事業者が、一定の設定基準にしたがって商品別に設定し管理します。
本ガイドラインでは、特にこの設定基準について詳しく解説しています。

C) チェックデジット

チェックデジットはコードの読み誤りを防ぐ仕組みで、あらかじめ定められた計算式にしたがって算出します。具体的な計算方法については、[4. チェックデジット計算方法](#)を参照してください。

2. GTIN-8 (JAN コード短縮タイプ)

GTIN-8 (JAN コード短縮タイプ) は、バーコードの表示スペースが限られている小さな商品に JAN シンボルを表示するための商品識別コードです。利用するには、GS1 事業者コードとは別に、短縮タイプの GS1 事業者コードの貸与を受ける必要があります。短縮タイプの GS1 事業者コードの貸与には、商品のサイズ、バーコード表示スペースの審査が必要です。

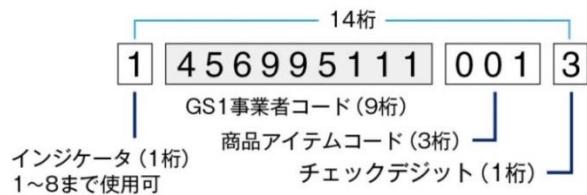
3. GTIN-12 (U.P.C.)

GTIN-12 (U.P.C.) は、米国・カナダで利用されている 12 術の商品識別コードで、基本的なコードの仕組みは、GTIN-13 (JAN コード) と同じです。

4. GTIN-14 (集合包装用商品コード)¹

GTIN-14 (集合包装用商品コード) は、同一商品（同じ GTIN-13 が設定されている商品）を複数個包装したボール、ケース、パレット等の集合包装を識別するために設定する 14 術の商品識別コードです。集合包装の中に入る商品の GTIN-13 (JAN コード) を基に設定します。GTIN-14 (集合包装用商品コード) は、物流センターなどで、入出庫管理、仕分け、在庫管理等において利用されます。

¹ GTIN-14 には、集合包装用商品コード以外に、重量や長さ等の単位あたりの価格が決められて取引される計量商品（このような商品のことを「不定貫商品」と言います）を識別するための商品識別コード（インジケータ部分が 9）もありますが、ここでは省略しています。



<GTIN-14 の設定の流れ>

STEP1 集合包装の中の商品の GTIN-13 のチェックデジットを取り除きます。

STEP2 12 行のコードの先頭にインジケータを付けます。初めて設定する場合は 1 を使用します。

STEP3 インジケータを含めた 13 行の数字に対して、チェックデジットを再計算し、コードの再後尾に付けます。

GTIN-14 の設定方法 (基となる GTIN-13 : 4569951110016)

項目	インジケータ	GS1 事業者コード	商品アイテムコード	チェックデジット
基となる GTIN-13		456995111	001	6
1. GTIN-13 のチェックデジットを取り除く		456995111	001	6
2. コードの先頭にインジケータをつける	1	456995111	001	
3. チェックデジットを再計算してつける	1	456995111	001	3

完成した GTIN-14 : **14569951110013**

1.4 GTIN の利用形態（バーコード、EDI、電子タグ）

GTIN は、JAN シンボル・ITF シンボルによるバーコード表示をはじめ、EDI（電子データ交換）などのシステム上での商品識別コードとしても、広く利用されています。

さらに、GS1-128 シンボル、GS1 データバー、GS1 QR コード等の属性情報を併せて表示するバーコードや電子タグ（EPC タグ）にも GTIN は使われます。

1. JAN シンボル、ITF シンボルでの利用

GTIN-13 (JAN コード) は JAN シンボル、**GTIN-14 (集合包装用商品コード)** は ITF シンボルによる表示が、国内では最も一般的な利用形態です。

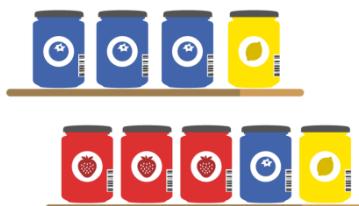


GTIN-13をJANシンボルにより表示した例



GTIN-14をITFシンボルにより表示した例

JAN シンボルは、小売業の POS での精算、商品の発注、入出荷検品、在庫管理の際に読み取り活用されています。



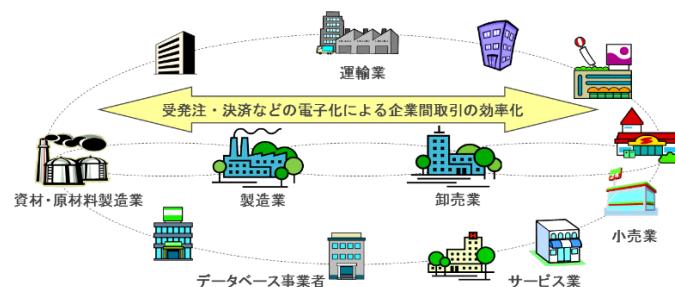
ITF シンボルは、物流センターや倉庫において、ソーター、コンベアライン、自動倉庫等で自動読み取りされ、方面別・得意先別の仕分けに活用される他、入出荷検品や在庫管理に利用されています。



2. システム上での利用（インターネット通販、EDI）

近年では、インターネット通販をはじめとして、POS システムでの JAN シンボルの読み取りが必ずしも行われない分野においても、商品情報と紐づけされた GTIN が、販売する商品の識別や、商品の名寄せ等、商品管理に活用されています。また、GTIN はインターネットで配信される楽曲などのデジタルコンテンツの商品識別にも使われています。

さらに、受発注や出荷予定情報、請求情報等のデータを企業間で交換する EDI（電子データ交換）においても、GTIN が活用されています。流通 BMS 等の標準的な EDI で GTIN を取り扱う際には、14 行に揃えて利用します。



3. GTIN + 属性情報を表示したバーコードの活用

GTIN とロット番号や製造日、賞味期限日、使用期限日などの属性情報を組み合わせて、GS1-128 シンボルや GS1 データバー、GS1 QR コードなどの各種バーコードに表示して、ロット単位での商品管理や在庫の先入れ先出し、トレーサビリティに活用することも可能です。

ヘルスケアの分野では、医療用医薬品や医療機器に、GTIN に加えて有効期限やロット番号などが書き込まれた GS1 データバー合成シンボル、GS1-128 シンボルあるいは GS1 データマトリックスが表示され利用されています。

加工食品の原材料・資材には、GTIN、製造日、賞味期限日（または消費期限日）、ロット番号等の情報が書き込まれた GS1 QR コードや GS1-128 シンボルのようなバーコードを表示し、在庫管理や履歴管理に活用します。詳しくは、「原材料識別のためのバーコードガイドライン」を参照してください。

(www.dsri.jp/standard/industry/upstream/)

こうした情報をバーコードに表示する際には、GS1 アプリケーション識別子（AI）²というルールに従い、GTIN は 14 行に揃えて扱います。



(01)04912345678911
(11)160510(15)170305
(10)160510

GS1 QR コード



(01) 0491 2345678911 (11) 160510 (15) 170305 (10) HH1026

GS1-128 シンボル

4. 電子タグ（EPC タグ）での活用

アパレル・ファッショングループ分野の商品を中心に、電子タグ（EPC タグ）が使われ始めています。これらの商品に付けられた電子タグには、同じ GTIN-13（JAN コード）のついた商品を 1 点 1 点個別識別することができるよう、GTIN-13（JAN コード）にシリアル番号を加えた **SGTIN**（Serialized GTIN:シリアル化された GTIN）が書き込まれています。誤って同じ商品のコードを複数回読んでしまう心配がないため、検品や棚卸のように大量の商品の読み取り確認をともなう業務の効率性、迅速性、正確性が向上します。



² 詳しくは **GTIN 設定ガイドラインで使用する主な用語** 内の「GS1 アプリケーション識別子」を参照。

2. GTIN 設定ルール

2.1 GTIN 設定の基本原則

GTIN は、サプライチェーン上にある全ての商品やサービスの取引単位ごとに、他と重複することなく識別・特定ができるように設定します。全ての取引単位とは、単品、中箱（ボール）、外箱（ケース）、パレットなどのことです。

GTIN の設定における基本原則は、「**1つの取引単位に対して 1つの GTIN を設定する**」です。

2つの異なる商品（単品）や、ある商品の単品とケースのように取引単位として異なるものに、同一の GTIN を設定することはできません。また、1つの取引単位に 2つ以上の GTIN を設定することもできません。

●異なる商品には異なるGTINを設定



4569951110016



4569951110023



4569951110030



4569951110047

●同じ商品でも取引単位が異なれば、異なるGTINを設定



4569951110016

単品



14569951110013

中箱



24569951110010

外箱

2つの取引単位に対して
1つのGTINはNG



4569951110016

単品



4569951110016

外箱

1つの取引単位に対して
2つのGTINはNG



4569951110023

14569951110013

消費者購入単位（単品）や最小取引単位と、中箱、外箱、パレット等の集合包装とで、GTIN の設定方法が異なります。



単品、最小取引単位

単品、最小取引単位には、GTIN-13（JAN コード標準タイプ）を設定します。

商品の基本的な要素が異なる場合は、別々の GTIN を設定します。

下記にあてはまる場合は、必ず GTIN を分けて設定してください。

- 取引上、別の商品として判別しなければいけない要素がある場合
- 消費者に商品の違いを訴求したい場合
- 商品の売上を分けて分析したい場合

項目	例
サイズが異なる場合	大袋、中袋、小袋
正味内容量（重量、容量、個数等）が異なる場合	100g、200g、500ml、650ml
包装形態が異なる場合	袋入り、缶詰、瓶詰
色が異なる場合	ピンク、ブルー、ホワイト
味が異なる場合	カレー味、バーベキュー味
香りが異なる場合	ジャスミン、ブーケ
販売単位が異なる場合	3 個入り、5 個入り、15 個入り
セット商品で中身（組合せ）が異なる場合	調味料 2 個と食用油 3 本入りセット 調味料 3 個と食用油 2 本入りセット

また、下記のような変更を行った場合には、従来品に設定されている GTIN を変更し、新しい GTIN を設定します。



消費者や取引先に従来品との違いを知らせる必要がある変更を行った場合



規制や法令等により、消費者や取引先に従来品との違いを知らせる必要がある変更を行った場合



商品の出荷、保管、入荷方法等、サプライチェーン上での取扱いを変える必要がある変更を行った場合

新しい GTIN の設定が必要な具体的な基準については、**2.3 新しい GTIN の設定が必要になる 10 の基準 (P.13)** を参照してください。



集合包装

集合包装には、入数の違いごとに別々の GTIN を設定します。また、従来品と販促品の集合包装を区別する場合や、集合包装の荷姿の違いを識別する必要がある場合（例：カートン包装とシーリング包装を区別）にも、別々の GTIN を設定します。

集合包装に設定する GTIN は、集合包装の中に入っている単品の GTIN-13 を基にした GTIN-14（集合包装用商品コード）、または単品の GTIN-13 とは異なる GTIN-13（JAN コード標準タイプ）³です。**集合包装の中に入っている単品や最小取引単位に設定されている GTIN を変更したら、集合包装の GTIN も必ず変更します。**

商品の取引単位と GTIN との関係は、下記のように整理できます。

単品、最小取引単位	集合包装
GTIN-13 (JAN コード)	GTIN-14 (集合包装用商品コード) または、GTIN-13 (JAN コード) ・消費者に販売する場合（ケース販売） ・インジケータ 1 ~ 8 を使いきった場合など

2.2 GTIN の再利用停止について

2019 年 1 月から GTIN の再利用に関するルールが変更になり、商品の分野にかかわらず、**JAN コードの再利用ができなくなりました**。一度商品に付けた JAN コードは、他の商品に使用しないでください。現在、JAN コードを再利用している事業者におかれでは、社内の運用状況やシステムを確認し、本ルール変更への対応を進めていただくようお願いします。今回のルール変更に伴う移行措置として、2018 年 12 月末までに終売（廃番）となった JAN コードは、2019 年 1 月以降、1 回に限り再利用することが認められています。

³ 集合包装に GTIN-13 (JAN コード標準タイプ) を設定する場合の例とバーコード表示については、**3. Q&A の 3. および 7.**を参照してください。

2.3 新しい GTIN の設定が必要になる 10 の基準

新商品を発売した場合や、従来品に以下のような変更やリニューアルを行った場合には、従来品と明確に区別する必要があるため、新しい GTIN を設定します。

	内容	単品、最小取引単位	集合包装
新商品 の 変 更	【基準 1】新商品を発売した場合	新しい GTIN	新しい GTIN
	【基準 2】商品表示の変更をともなう成分や機能を変更した場合	新しい GTIN	新しい GTIN
	【基準 3】商品表示の変更をともなう正味内容量を変更した場合	新しい GTIN	新しい GTIN
	【基準 4】包装の外寸、または総重量の 20%以上を変更した場合 * 正味内容量の変更はなし	新しい GTIN	新しい GTIN
	【基準 5】認証マークを追加、または削除した場合	新しい GTIN	新しい GTIN
	【基準 6】ブランドを変更した場合	新しい GTIN	新しい GTIN
	【基準 7】販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合	変更 なし	新しい GTIN
	【基準 8】集合包装の入数を変更した場合	変更 なし	新しい GTIN
	【基準 9】セット商品や詰め合わせ商品の中身を変更した場合	新しい GTIN	新しい GTIN
	【基準 10】商品本体に表示された価格を変更した場合 * 国内ではほぼ適用なし、一部の輸出の場合のみ	新しい GTIN	新しい GTIN

なお、上記は必要最低限のルールであり、以下の場合のように、より細かい商品の違いを区別するために、GTIN を変更し新しい GTIN の設定が必要になることもあります。

1. 商品を販売する国・地域の規制、法令によって、GTIN の変更が求められる場合
2. ブランドオーナーが、より細かく商品の違いを区別したいと考える場合、あるいは消費者・取引先のニーズに応えるために GTIN の変更が必要であると判断する場合

【基準 1】新商品を発売した場合

メーカー、ブランドオーナーの現在の商品ラインアップにない新しい商品や、従来品・既存品とは区別して受発注等の取引が行われる商品（ヴィンテージワイン、季節限定商品、バンドル品・セット品など）には、単品、集合包装ともに新しいGTINを設定します。

■ 「新商品を発売した場合」の GTIN 設定ルール

単品、最小取引単位	集合包装
新しい GTIN を設定	新しい GTIN を設定
GTIN-13 (JAN コード)	GTIN-14 (集合包装用商品コード) または GTIN-13 (JAN コード) * *単品とは異なるコード

消費者から別々の商品と認識されるもの、また受発注等の商品取引の際に別々の商品として区別が必要な商品には、必ず異なる商品コードを設定します。

■ 「新商品を発売した場合」の具体的な例

(1)携帯電話の新しい機種	(2)新しい味、香りの商品
従来品 新商品	グレープ味 オレンジ味 従来品 新商品
(3)新機能（Wi-Fi 機能等）が搭載されたテレビ	(4)海外市場向けに新たに発売した英語表示の商品
従来品 Wifi 機能つき 新商品	日本語表示 英語表示 従来品 新商品

(5)複数の色・サイズのバリエーションがあるTシャツのラインアップに新たな色を追加



* 色・サイズ別に、それぞれ新しいGTINの設定が必要です

(6)ヴィンテージワイン等、他の収穫年の商品とは、明確に品質が異なることを訴える商品

通常年のワイン **ヴィンテージワイン**
 (当たり年のワイン)



(7)季節・イベントなどの要因で、大幅に容器・包装の形状やサイズを変更し、

従来品とは別に指定して発注される商品



* 指定発注はしないが、流通上で従来品と区別して扱う必要がある場合は、**【基準7】販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合（P.21）**を参照してください。

(8)単品で販売している商品を組み合わせたバンドル品、セット品



* 個々の単品のGTINのバーコードは、見えないようにします

【基準 2】商品表示の変更をともなう成分や機能を変更した場合

商品の成分・機能の変更によって商品表示を変更した場合は、変更前の商品と明確に区別できるように、単品、集合包装とも、新しい GTIN を設定します。

■ 「商品表示の変更をともなう成分や機能を変更した場合」の GTIN 設定ルール

単品、最小取引単位	集合包装
新しい GTIN を設定	新しい GTIN を設定
GTIN-13 (JAN コード)	GTIN-14 (集合包装用商品コード) または GTIN-13 (JAN コード) * *単品とは異なるコード

■ 「商品表示の変更をともなう成分や機能を変更した場合」の具体的な例

- 成分にナツツ等のアレルゲンを追加
- 小麦粉を胚芽入りの小麦粉に成分を変更
- 菓子の甘味料を変更し、「低糖」の商品とした場合
- (危険性のある) アンモニアを成分に追加し、保管・使用の方法が変わった場合
- 床用洗剤に艶出しワックスの機能を追加
- パソコンソフトのバージョンアップ



従来品から成分や機能に変更がなく、表示に関わる規制、法令等の改正により表示内容に変更が生じた場合は、GTIN を変更する必要はありません。

例：食品表示法の改正により、従来は非表示の成分を表示した場合

テレビの Wi-Fi 機能（従来品にあった機能）を強調表示した場合

また、法令等で規定されていない範囲内の若干の成分変更の場合は、GTIN を変更する必要はありません。

【基準 3】商品表示の変更をともなう正味内容量を変更した場合

商品（本体、包装）に表示されている正味内容量（重量、容量、個数等）を変更した場合は、增量、減量にかかわらず、単品、集合包装ともに、新しいGTINを設定します。正味内容量の変更はユニットプライス表示に影響を及ぼすため、期間限定のボーナスパックのような商品で、従来品から正味内容量が変更になった場合にも、単品、集合包装とともに新しいGTINを設定します。

■ 「商品表示の変更をともなう正味内容量を変更した場合」の GTIN 設定ルール

単品、最小取引単位	集合包装
 新しい GTIN を設定	 新しい GTIN を設定
GTIN-13 (JAN コード)	GTIN-14 (集合包装用商品コード) または GTIN-13 (JAN コード) * *単品とは異なるコード

■ 「商品表示の変更をともなう正味内容量を変更した場合」の具体的な例

従来品の正味内容量変更
<ul style="list-style-type: none"> ジュースの内容量を 500ml から 475ml に減量 胃腸薬錠剤の内容量を 120錠から 140錠に増量 紙オムツパックの入数を 14 個から 12 個に減量 瓶詰め商品の正味重量が 320g から 380g に増量 カミソリ 1 パックの入数を 4 本から 6 本に増量

期間限定の正味内容量変更（ボーナスパック）
<ul style="list-style-type: none"> コーラ 500ml を 625ml に増量 スナックを 680g から 760g に増量 リップクリーム 4 本入りから 6 本入りに増量 食品用ラッピングフィルム 20 メートルを 22 メートルへ増量


製造過程で生じる内容量の若干の差異の変更（例えば、表示は1000gのところ、実内容量が1001gから1003gに変わった場合）については、内容量表示の許容範囲と見なされ、GTINを変更する必要はありません。

【基準 4】包装の外寸、または総重量の 20%以上を変更した場合

正味内容量に変更はなくとも、包装・容器のサイズ・材質等の変更により、包装の外寸（縦、横、高さ）や商品の総重量（包装、容器を含んだ重量）が、従来品から 20%以上増減した場合は、単品、集合包装ともに新しい GTIN を設定します。

流通上の取扱いや、店舗や物流センターでの保管、店頭の商品陳列等に影響を及ぼす可能性があり、従来品と明確に区別できるようにするためです。

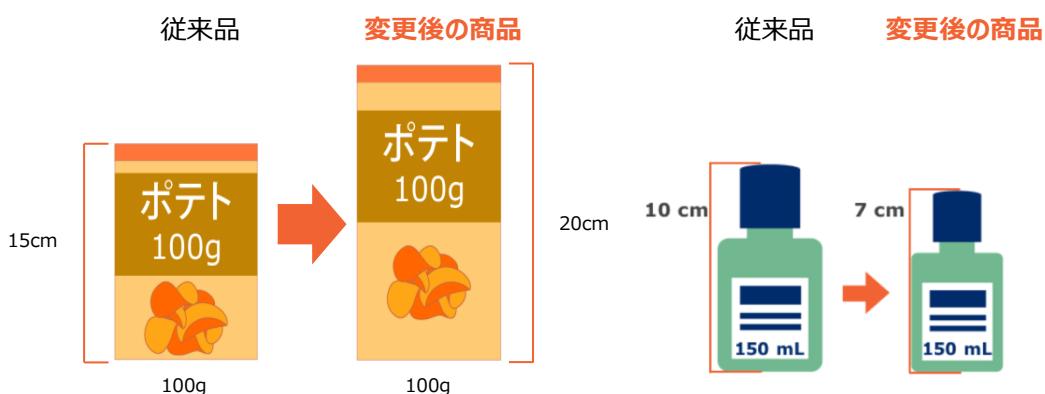
包装・容器の変更とともに、正味内容量が変更される場合は、[【基準 3】商品表示の変更をともなう正味内容量を変更した場合](#)が適用されますので、留意してください。

■ 「包装の外寸、または総重量の 20%以上を変更した場合」の GTIN 設定ルール

単品、最小取引単位	集合包装
 新しい GTIN を設定	 新しい GTIN を設定
GTIN-13 (JAN コード)	GTIN-14 (集合包装用商品コード) または GTIN-13 (JAN コード) * *単品とは異なるコード

■ 「包装の外寸、または総重量の 20%以上を変更した場合」の具体的な例

- ・ 包装容器をガラスから PET 素材に変更し、重量が 30%軽量化した（正味内容量は変更なし）
- ・ スナック菓子の袋の高さを 15cm から 20cm に変更した（正味内容量は変更なし）
- ・ マウスウォッシュの容器の高さを 10 cmから 7 cmに変更した（正味内容量は変更なし）



単品、最小取引単位の外寸の変更が 20%未満の場合で、集合包装のみ外寸が 20%以上の変更になる場合は、集合包装にのみ新しい GTIN を設定します。

【基準 5】認証マークを追加、または削除した場合

認証マークのうち、国や地域の規制に関連するものや、取引先・消費者に大きな影響を及ぼすものが新たに追加、または削除された場合は、従来品と明確に区別できるように、単品、集合包装ともに新しい GTIN を設定します。

認証マークとは、公的あるいは民間の認証機関が、商品がその収穫、加工、製造などの方法・工程について特別な基準や規格にのっとっていることを証明するロゴやシンボル、文言のことです。取引先や消費者に及ぼす影響が大きい認証マークとは、そのマークの有無によって商品の取扱いや店頭の陳列場所が変わったり、そのマークの有無が消費者の購買行動や購買の意思決定に影響を与えることがあります。

■ 「認証マークを追加、または削除した場合」の GTIN 設定ルール

単品、最小取引単位	集合包装
新しい GTIN を設定	新しい GTIN を設定
GTIN-13 (JAN コード)	GTIN-14 (集合包装用商品コード) または GTIN-13 (JAN コード) *

*単品とは異なるコード

■ 「認証マークを追加、または削除した場合」の具体的な例

- ・ ハラル認証やコーシャ認証のマークの追加・削除
- ・ オーガニック（有機）マークの追加・削除
- ・ 政府認定機関が発行している省エネマークの追加・削除
- ・ トクホ（特定保健用食品）のマークの追加・削除



【基準 6】ブランドを変更した場合

商品の機能や成分、内容量などが従来品と同じであっても、ブランド名やブランドロゴ等の変更によって、商品のブランドを変更した場合は、従来品と明確に区別できるように、単品、集合包装ともに新しいGTINを設定します。

■ 「ブランドを変更した場合」の GTIN 設定ルール

単品、最小取引単位	集合包装
新しい GTIN を設定	新しい GTIN を設定
GTIN-13 (JAN コード)	GTIN-14 (集合包装用商品コード) または GTIN-13 (JAN コード) * *単品とは異なるコード

■ 「ブランドを変更した場合」の具体的な例

- 商品のブランド名を変更した場合



- ブランドのロゴ、商品シリーズ名、商品名、商品コピー等の変更を、消費者に対して違いを訴求する「ブランドの変更」に相当するとブランドオーナーが判断する場合

商品名や商品説明、パッケージの図柄等の軽微な変更で、「ブランドの変更」にあたらないとブランドオーナーが判断し、消費者に対しても訴求しない場合は、GTINを変更する必要はありません。

【基準 7】販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合

特定のイベントやシーズンに合わせて期間限定で包装を変更したり、プロモーション（販促）のために景品や試供品（GTIN なし）などをつけたりする場合で、特に従来品と分けて受発注を行わないのであれば、単品の GTIN は変更せず、集合包装の GTIN のみを変更して新しい GTIN を設定します。

こうした商品は、特定期間にのみ販売可能であることから、流通上で従来品と明確に区別できるようにするためです。

■ 「販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合」の GTIN 設定ルール

単品、最小取引単位	集合包装
GTIN 変更なし	新しい GTIN を設定 GTIN-14（集合包装用商品コード） または GTIN-13（JAN コード）* <small>*単品とは異なるコード</small>

■ 「販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合」の具体的な例

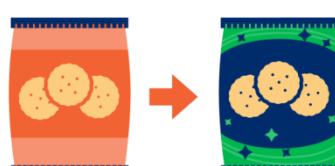
- 特定期間の包装等の変更



スポーツイベント（ワールドカップ等）ロゴ、「新学期」表示、クリスマス等の季節・祝日関係の絵柄など

従来品

父の日デザイン缶



従来品

クリスマスデザイン包装

- 「クーポン」「試供品」（GTIN なし）付きの商品

*寸法等の変更は 20%以下の範囲



従来品

試供品付きの商品

従来品とは一部包装を変更したり、販促のために景品・試供品をつけたりする場合でも、「その商品在庫がなくなり次第、従来品に戻る（自然切替）」などの商品で、流通上で従来品と分けて扱う必要がないものは、集合包装の GTIN も変更する必要はありません。

基準 7 に該当するかどうかを判断する上での留意点

商品に加えた変更が、期間限定の包装の変更や景品・試供品を付けるものであっても、下記にあてはまる場合は、基準 7 ではなく下記に記載の各基準が適用されますので、十分確認してください。

- 期間限定商品の受発注が、従来品と区別して行われる場合
→【基準 1】新商品を発売した場合 ([P.14](#))
- ボーナスパック等、販促によって商品の正味内容量が変更になる場合
→【基準 3】商品表示の変更をともなう正味内容量を変更した場合([P.17](#))
- 包装の外寸、商品の総重量が 20%以上、変更になる場合
→【基準 4】包装の外寸、または総重量の 20%以上を変更した場合([P.18](#))

【基準 8】集合包装の入数を変更した場合

ボール（中箱）やケース（外箱）など、集合包装の中の単品の入数を変更した場合は、変更前の集合包装と明確に区別できるように、入数を変更した集合包装に新しい GTIN を設定します。

■ 「集合包装の入数を変更した場合」の GTIN 設定ルール

単品、最小取引単位	集合包装
 GTIN 変更なし	 新しい GTIN を設定 GTIN-14（集合包装用商品コード） または GTIN-13（JAN コード）* <small>*単品とは異なるコード</small>

■ 「集合包装の入数を変更した場合」の具体的な例

- 9 個入りの集合包装を 12 個入りに替えた場合



- パレットに積み付けるケース数を 12 ケースから 16 ケースに変更し、そのパレット単位を個別に集合包装として識別する必要がある場合

【基準 9】セット商品や詰め合わせ商品の中身を変更した場合

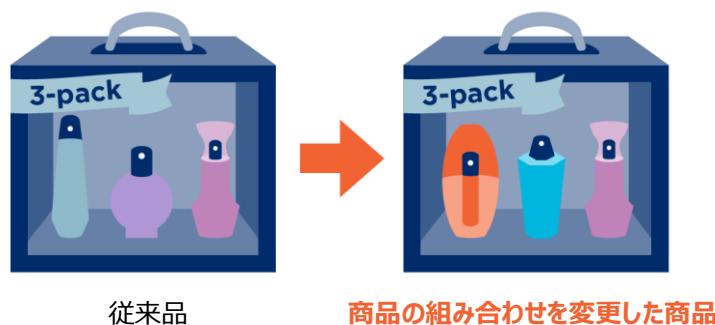
複数種類の商品を組み合わせたセット商品や、詰め合わせ商品の中身の商品構成を変更した場合は、従来品と明確に区別できるように、商品構成を変更したセット商品、その集合包装とともに、新しい GTIN を設定します。

■ 「セット商品や詰め合わせ商品の中身を変更した場合」の GTIN 設定ルール

単品、最小取引単位	集合包装
 新しい GTIN を設定	 新しい GTIN を設定
GTIN-13 (JAN コード)	GTIN-14 (集合包装用商品コード) または GTIN-13 (JAN コード) * *単品とは異なるコード

■ 「セット商品や詰め合わせ商品の中身を変更した場合」の具体的な例

- ・ 3 種類の香水を詰め合わせた商品の、組み合わせの中身を変更した場合
- ・ シャンプーとコンディショナーのセット商品を、シャンプーとヘアマスクの組み合わせに変更した場合
- ・ 調味料 2 本と植物油 1 本の詰め合わせ商品を、調味料 1 本と植物油 2 本に変更した場合



【基準 10】商品本体に表示された価格を変更した場合

※注意※

国内では、この基準が適用となる場合はほとんどありません。

海外の一部の国に輸出する際に、該当する商品がある場合のみ、参照してください。

商品本体に価格が印刷表示されている商品（値札ラベルや下げ札など、本体から取り外し可能な価格表示の商品は、これに含みません）の価格を変更した場合は、単品、集合包装ともに新しい GTIN を設定します。

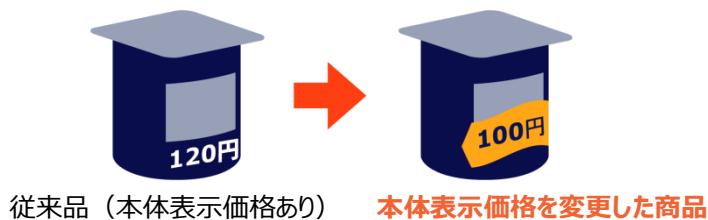
なお、小売業においては、本体表示価格とは異なる価格で消費者に販売される可能性があるため、商品に価格を本体表示することは推奨されません。

■ 「商品本体に表示された価格を変更した場合」の GTIN 設定ルール

単品、最小取引単位	集合包装
 新しい GTIN を設定	 新しい GTIN を設定
GTIN-13 (JAN コード)	GTIN-14 (集合包装用商品コード) または GTIN-13 (JAN コード) * *単品とは異なるコード

■ 「商品本体に表示された価格を変更した場合」の具体的な例

- ・ 本体表示価格の変更



3. Q&A

【GTIN の設定に関する Q&A】

1. 商品は同じですが製造工場が異なる場合は、GTIN を変更する必要がありますか？

商品が全く同じであれば、製造工場の違いによって GTIN を分ける必要はありません。

2. 商品は同じですが、原産地や製造国が異なる場合は、GTIN を変更する必要がありますか？

商品が全く同じであれば、原産地や商品を製造した国の違いによって、GTIN を分ける必要はありません。GTIN は原産地や製造国を表すものではありません。

3. 集合包装に設定する GTIN には、GTIN-14（集合包装用商品コード）だけでなく GTIN-13（JAN コード）があるとのことですが、どのような場合に GTIN-13 を設定するのですか？

日本国内では、集合包装に設定する GTIN としては GTIN-14（集合包装用商品コード）が広く使われていますが、下記の場合には、GTIN-14（集合包装用商品コード）を設定することはできません。中身の単品とは異なる GTIN-13（JAN コード）を設定します（バーコードシンボルへの表示例については、本章 Q&A の 7.を参照してください）。

1. 集合包装の形態のまま、消費者に販売される場合（ケース販売）

(設定例)

単品の GTIN	456995111 0016 (GTIN-13)
集合包装の GTIN	456995111 0023 (単品とは異なる GTIN-13)

※ITF シンボルへの表示時は、先頭に 0 をつけて 14 桁に揃えます

2. GTIN-14 のインジケータ 1～8 を使いきってしまい、

さらに新たに識別が必要な集合包装の形態が発生した場合

(設定例)

単品の GTIN	456995111 0016 (GTIN-13)
設定済みの集合包装の GTIN	1 4569951110013~ 8 4569951110012 (GTIN-14)
9 つ目の集合包装の GTIN	456995111 0023 (単品とは異なる GTIN-13)

※ITF シンボルへの表示時は、先頭に 0 をつけて 14 桁に揃えます

3. 2 種類以上の単品をまとめた集合包装を識別する場合

中に 2 種類以上の単品が含まれる集合包装には、新たに別の GTIN-13（JAN コード）を設定します。

中の単品の GTIN-13（JAN コード）を基にした GTIN-14（集合包装用商品コード）は設定できません。

(設定例)

単品の GTIN	456995111 0016 (商品 A の GTIN-13)
	456995111 0023 (商品 B の GTIN-13)
集合包装の GTIN	456995111 0030 (商品 A とも商品 B とも異なる GTIN-13)

※ITF シンボルへの表示時は、先頭に 0 をつけて 14 桁に揃えます

集合包装の中身の単品の数量構成に変更が生じた場合（例：A 商品 8 個と B 商品 12 個を、A 商品 12 個と B 商品 8 個の組み合わせに変更）は、新しい GTIN-13（JAN コード）を設定する必要があります。

なお、GS1 の国際標準ルールとしては、特に上記 **1.～3.** にあてはまらなくとも、集合包装に GTIN-13 を設定することも認められています。輸入商品の集合包装には、GTIN-13 が設定されている場合がありますので留意してください。

«集合包装に設定した GTIN-13 を ITF シンボルに表示するには»

GTIN-13 を ITF シンボルに表示する場合は、コードを 14 行に揃える必要があるため、コードの先頭に 0 を付けます（いわゆる不一致型）。

GTIN-13 のコードを 14 行に揃えた例：04569951110023

この 0 はインジケータではなく、集合包装用商品コードではありません。商品識別コードとしては GTIN-13 です（1つの取引単位に対して 1 つの GTIN を設定）。ITF シンボルへの表示例は、本章 Q&A の **7.** を参照してください。

4. ケース販売商品に、期間限定の包装の変更を加えたり、景品・試供品を付けたりした場合は、基準 7 の單品、集合包装のどちらのルールを適用すればよいですか。

集合包装のルールを適用し、集合包装に新しい GTIN-13（JAN コード）を設定してください。ケース販売商品は、消費者購入単位（単品）であると同時に集合包装でもあります。単品のルールを適用し、従来品と同じ GTIN で流通させてしまうと、流通上で集合包装として扱われる際に、GTIN で従来品と基準 7 の変更を加えた商品を区別することができなくなります。

【基準 7】販促のために期間限定で包装を変更、または景品・試供品を付けた場合 にあてはまる商品の変更を行い、流通上で区別して取り扱う場合は、ケース販売の有無にかかわらず、集合包装には新しい GTIN を設定してください。

5. 16 行の集合包装用商品コードを使っていますが、変更しなくてはいけませんか。

はい。変更が必要です。

以前は、国内用として 16 行の集合包装用商品コードの使用が認められていましたが、国内流通業界団体などの合意のもと、2010 年 3 月までに国際標準の 14 行の集合包装用商品コードに切り替えていくことが定められ、移行が進んでいます。

まだ 16 行のコードを使用している場合は、速やかに 14 行の国際標準への移行をお願いします。

【GTIN の JAN シンボル・ITF シンボルによるバーコード表示に関する Q & A】

6. 中身の商品の GTIN-13 (JAN コード) を、ボール (中箱) 、ケース (外箱) にもバーコード表示するよう言われたのですが。

中箱やケースに、中身の単品の GTIN-13 (JAN コード) をバーコード表示しないでください。中箱やケースに、単品の GTIN-13 (JAN コード) が表示されると、物流センターや倉庫等で、ボール、ケースの処理を行う際に、誤って単品のバーコードを読み取ってしまい、エラーが発生して作業が滞ったり、誤ったデータで処理が行われてしまったりする可能性があります。

人による判断要素が増え、ミスにつながるおそれもあるため、ボールにはボール単位の GTIN、ケースにはケース単位の GTIN のみをバーコード表示するようにしてください。

7. 集合包装に GTIN-13 (JAN コード) を設定した場合、バーコード表示はどのようにすればよいですか。

A) ITF シンボルのみを表示する場合

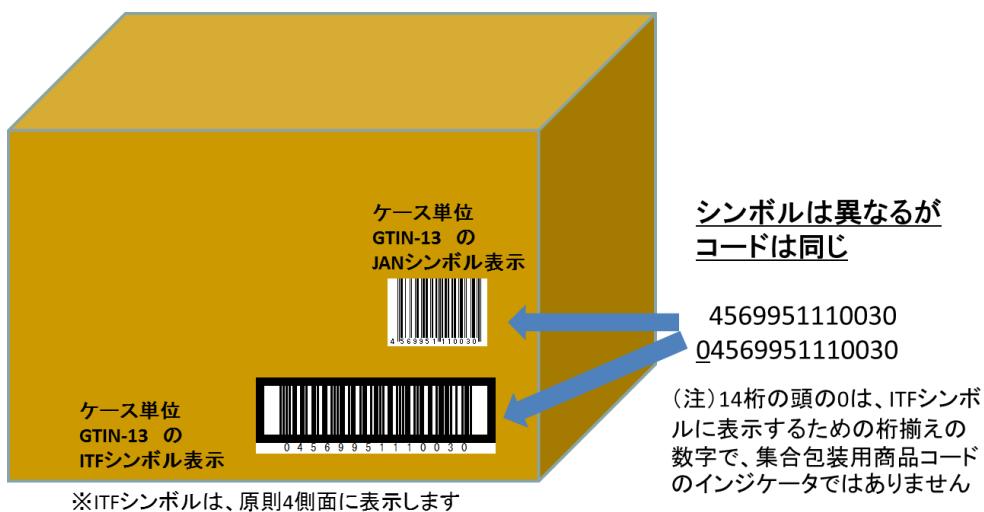
集合包装に GTIN-13 (JAN コード) を設定した場合は、GTIN-13 (JAN コード) の先頭に **0** をつけて 14 桁に揃えた数字を ITF シンボルに表示します。



GTIN-13 を ITF シンボルにより表示した例

B) JAN シンボルと ITF シンボルを表示する場合

集合包装の形態のままで、POS を通して販売する場合は、ITF シンボルに加えて JAN シンボルの表示も必要になります。



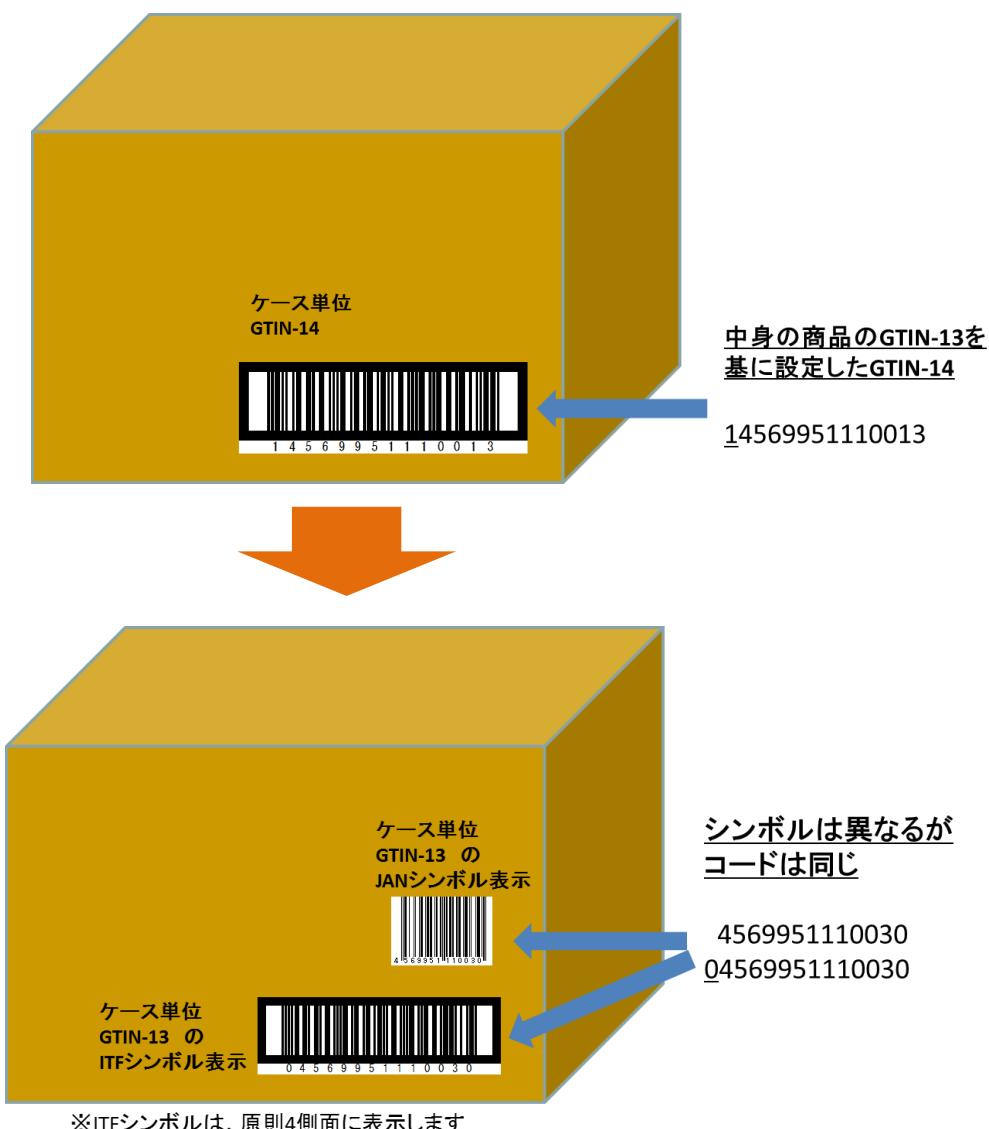
8. ケースに GTIN-14（集合包装用商品コード）を設定し、ITF シンボル表示しています。

この商品をケース販売することになり、取引先から JAN シンボルの表示が必要と言われましたが、どのようにすればよいですか。

ケースに JAN シンボルを表示するには、ケースの商品識別コードを変更した上で、バーコード表示を行います。

1. ケース単位の商品識別コードを、GTIN-14（集合包装用商品コード）から変更し、
ケース販売用の GTIN-13（JAN コード）を設定する（中身の単品とは異なる GTIN-13）
2. 設定した GTIN-13（JAN コード）を JAN シンボルで表示
3. ケース用の GTIN-13（JAN コード）の頭に 0 をつけた 14 桁を ITF シンボルで表示

※ラベル貼付で対応する場合は、元の ITF シンボルが完全に隠れるようにしてください。



1 つの取引単位には 1 つの商品識別コードを設定するという基本原則があるため、集合包装（ケース）に対して、GTIN-13（JAN コード）と GTIN-14（集合包装用商品コード）の 2 つを設定することはできません。

4. チェックデジット計算方法

GS1 事業者コード“456995111”、商品アイテムコード“617”的商品があったとすると、その GTIN-13(JAN コード)のチェックデジットは、次のように計算されます。

(例) 456995111617 ?

桁番号	GS1 事業者コード (9 桁)												商品アイテムコード	チェック デジット
	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2		
例	4	5	6	9	9	5	1	1	1	6	1	7		9
偶数桁				9		5		1		6		7		
奇数桁	4		6		9		1		1		1			

1. 求めるチェックデジットを 1 桁目として右端から左方向に桁番号を付けます。	
2. すべての偶数桁の数字を加算します。	$(5+9+5+1+6+7)=33$
3. 2.の結果を 3 倍します。	$33 \times 3 = 99$
4. すべての奇数桁の数字を加算します。	$(4+6+9+1+1+1)=22$
5. 3.の結果と 4.の結果を加算します。	$99 + 22 = 121$
6. 5.の結果の下 1 桁の数字を 10 から引いたものがチェックデジットです。	$10 - 1 = 9$
7. 下 1 桁が“0”となった場合は、チェックデジットはそのまま“0”になります。 (“0”的場合 は“0”)	
8. 短縮タイプについても同様に、1 桁目から 8 桁目まで（右寄せで）の桁位置を決めて計算します。 また、集合包装用商品コードについても同様に、1 桁目から 14 桁目まで（右寄せで）の桁位置を決めて計算します。	

チェックデジットの計算は、GS1 Japan のホームページで、自動計算することができます。

(https://www.dsri.jp/jan/check_digit.html)

GTIN 設定ガイドライン

-GTIN アロケーションガイドライン改訂版-

2017年 2月 初版発行

2018年 12月 一部改訂

2020年 2月 一部改訂

編集・発行



〒107- 0062 東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル東館 9F

TEL : 03-5414-8506 FAX : 03-5414-8513

URL : <https://www.dsri.jp/>

※ 本ガイドを引用する場合は、必ず出典を明記して下さい。

※ 本ガイドに記載の技術仕様等は、予告なく変更する場合があります



GS1 Japan

一般財団法人流通システム開発センター

T 03-5414-8506

E aidc@gs1jp.org

www.dsri.jp